

障害当事者議員に対する合理的配慮について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）（抄）

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

本法律では、行政機関等は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」を提供することを求めている。

⇒ 地方議会においても、障害当事者議員が当選した場合等には、「合理的配慮」を求められる可能性がある。

障害当事者議員に対する合理的配慮について

- 障害がある議員は、当選後、議員活動における合理的配慮を得るまでに多くの時間と労力が必要。
- 他の議員と平等に活動できる環境が得られるまでの間、住民の負託に応えるための十分な議員活動ができない。
→ このことから、障害当事者議員への合理的配慮が必要

合理的配慮に関するポイント

◆ 地方議会における「合理的配慮」は障害の種類や程度によって異なる

車椅子を使用する議員

- ・議席に固定されている椅子の撤去、議席の位置を通路側にすること
- ・立ち上がることが困難な場合に配慮して、起立採決ではなく挙手採決を認めること 等

聴覚障害の議員

- ・障害の種類や程度により、手話、要約筆記、音声認識システム、ノートテイク、口話など異なるコミュニケーション手段への対応 等（複数の手段を併用する当事者がいることにも留意必要）

視覚障害の議員

- ・紙で配布される資料のテキストデータ化
- ・地図やフローチャートなど視覚的に示される資料に関する説明 等

出典：総務省「地方議会活性化シンポジウム2024(令和6年11月29日)」における「障害者の自立と政治参加を進めるネットワーク」※古庄和秀氏(大牟田市議会副議長)へのインタビュー動画をもとに作成

※障害当事者、関係者の政治家、政治家を目指す者、その支援者で構成する超党派のグループ。平和で福祉が充実し、障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりをすすめることを目的に1996年に結成

障害当事者議員に対する合理的配慮の例

大牟田市議会の例(車椅子使用)

- 車椅子使用議員の議席を、通路側とし、固定席を取り外すとともに、所属する会派の控室を自動ドアに改修。
- 議場において、質問者席に移動する際には議会事務局職員から介助を受けている。



<車椅子使用議員の議席>



<会派控室の自動ドア>



<質問者席に移動する様子>

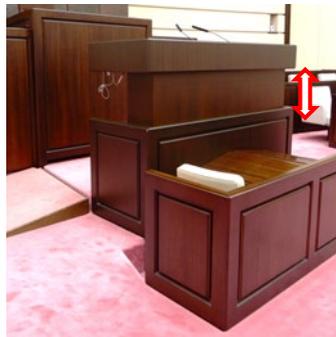
熊本市議会の例(車椅子使用)

<ハード面の配慮例>

- 議場において、演壇の高さが車椅子の登壇者に合わなかったため、演壇を昇降式に改修した。また、車椅子使用議員が質問する際に外せるよう質問者席の固定椅子を稼働式の椅子に改修。
- 議会棟内において、スロープの設置や開き戸を引き戸に改修。



<昇降式の演壇>



<議場の質問者席>



<スロープの設置>



<改修した引き戸>

障害当事者議員に対する合理的配慮の例

熊本市議会の例(車椅子使用) 続き

<ソフト面の配慮例>

- 会議規則では、「表決を採るときの方法は、起立及び投票の2種とし、議長がこれを定める。」とされているが、議会運営に関する申し合わせにおいて、起立採決の特例として、「起立が困難な議員に限り、挙手を起立とみなす。」としている。
- 委員会等の行政視察について、議会運営に関する申し合わせにより、同行する介助者(議会事務局職員ではない者)への旅費支給を認めている。
- 政務活動費の使途について、宿泊料は、身体上の理由等、特別の事情があるときは上限額を超えることが認められている。また、政務活動のために議員に同行する補助者等に係る費用について、議員本人の身体上の理由から介助が必要な場合に支出することができることとしている。
- 庁舎自衛防災消防隊に「車椅子対応班」を編成し、避難訓練時に救護用担架を用いて階段での移動を実施。



<挙手採決の様子>



<行政視察に同行する介助者>



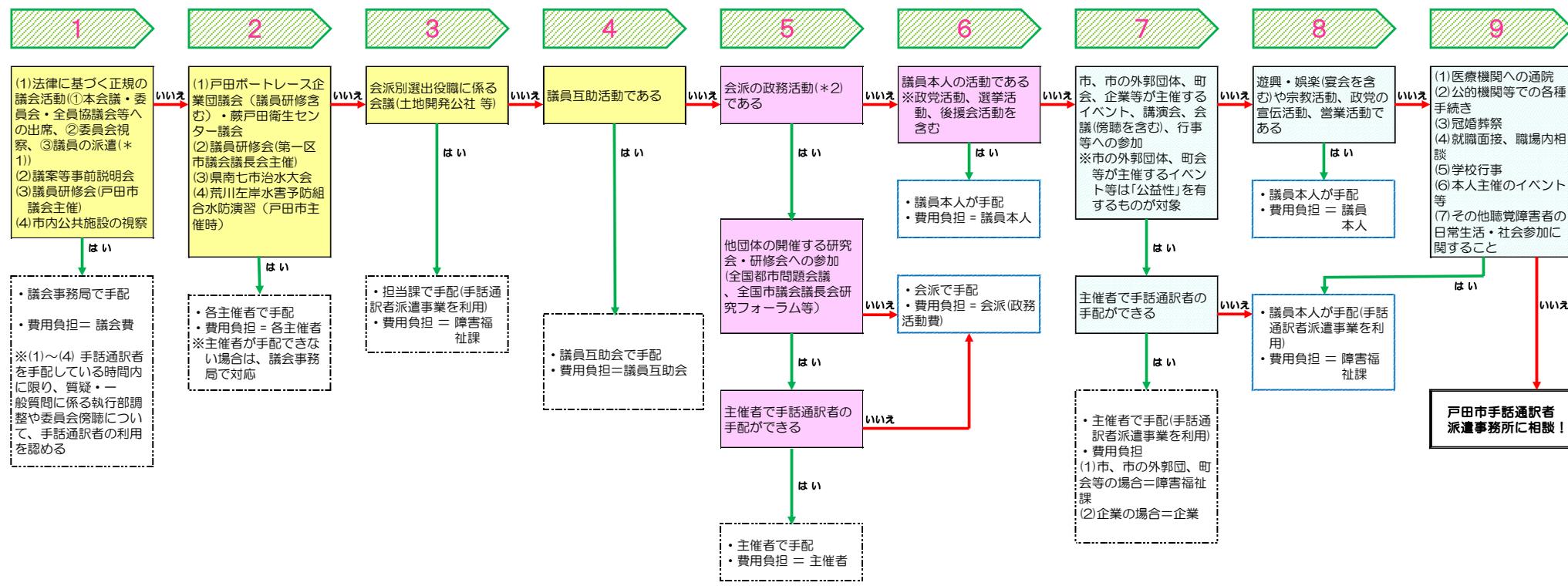
<避難訓練の様子>

障害当事者議員に対する合理的配慮の例

戸田市議会の例(聴覚障害)

- 本会議及び委員会において手話通訳者2名の派遣を受けている。
 - 手話通訳者の手配を行う場合の手配者や費用負担の判断に関するフローチャートを作成。
 - マイクスピーカーシステムを導入し、音声認識システムが入った当該議員本人のスマートフォンとBluetoothでつなぎ、スマートフォンに発言を字幕表示させている。
- (スマートフォンの使用について、慣例・申し合わせ事項に、「会議の運営上支障とならず、やむを得ないと認める場合に限り使用を許可できるものとする」旨の規定を設けた。)

手話通訳者手配に係るフローチャート(議員関係)(一部抜粋)



障害当事者議員に対する合理的配慮の例

明石市議会の例(聴覚障害)

- 初登庁時に、本会議等の議長等が招集する会議に手話通訳者協会に派遣を依頼し、手話通訳者を配置した。
- 翌年度以降は、市長部局の手話通訳ができる職員を議会局職員に併任発令し、議会の会議(本会議、委員会等)や、議員への報告案件に応じて手話通訳を行っている。
- 議場において議員が手話で質問する際は、手話通訳者がポータブルマイクを用いて、議員の手話を他の議員等がわかるよう音声化している。
- 障害のある議員が障害のない議員と同等の政務活動を行うため、「政務活動費の手引き」を改正し、手話通訳の派遣等について政務活動費を充当できるようにしている。

◆明石市議会「政務活動費の手引き」(抜粋)

(用途基準における「計上できるもの」の例より)

- ①研究研修費 政務活動としての行政視察や研修に同行が必要な手話通訳者の謝礼、旅費等
- ②広報広聴費 会派が実施する報告会、市民相談等の手話通訳者の謝礼、旅費等
- ③会議費 会派が実施する各種会議等の手話通訳者の謝礼等
行事へ出席(各種団体・地域団体の総会、式典、意見交換会など)による手話通訳者の謝礼、旅費等(主催者による手話通訳者の配置時は除く)

- 行政視察では手話通訳者の随同行を許可するとともに、視察先で手話通訳者を追加で依頼した場合、その費用を予算措置している。
- 議員の会派控室に屋内信号装置(セントラルアラート)を設置し、それを押すことで、振動により来客があることを知らせている。

障害当事者議員に対する合理的配慮の例

東京都議会の例(聴覚障害)

- 本会議、委員会で使用するタブレット端末に音声認識ソフトを導入し各議員の発言情報を文字化している。



<本会議において使用するタブレット端末>



<委員会においてタブレット端末を使用する様子>

- 議員の個人用パソコンの持込を許可するとともに、インストールされている音声合成ソフトを使用し議員の発言内容を文字情報から音声化している。

障害当事者議員に対する合理的配慮の例

新潟市議会の例(視覚障害)

<ソフト面の配慮例>

- 執行部及び議会事務局職員が、必要に応じ、議案や会議資料の点訳を実施している。
- 当事者議員が副議長を務めた際には、発言者は、議場での発言にあたって挙手と同時に名前を名乗る運用を行った。
- タブレット端末や文書共有ソフトが視覚障害対応でないものがあつたため、議場内において私物PCの使用を認めている。

<ハード面の配慮例>

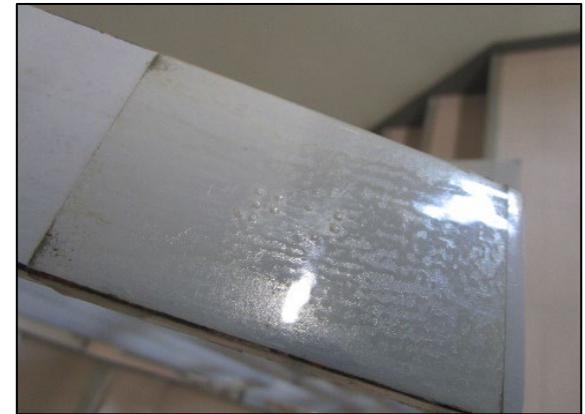
- 視覚障害をもつ議員が当選したことにあわせ、議会棟玄関の点字ブロックを設置するとともに、議会棟各室入口や各階段の手すりに点字テープを設置



<議会棟玄関の点字ブロック>



<部屋の名称を示す点字テープ>



<階数を示す点字テープ>